

公益社団法人秦野市シルバー人材センターが所有する器材を正会員が使用する場合の取扱いについて（内規）

〔平成21年4月1日施行〕

公益社団法人秦野市シルバー人材センター正会員が、就業に必要な器材を自ら用意出来ず、センター所有の器材を使用する場合は、次のとおりとする。

1 貸出し器材

センターが貸出す主な器材は、乗用型芝刈機・自動芝刈機・自動草刈払機・電動バリカン・チェーンソー・発電機・植木三脚脚立・脚立・二連はしご等とする。

2 貸出し条件

器材を使用する場合は、必ず作業前に安全を確認した後、正しい取扱方法により使用する。

また、故意・過失により、器材をき損させたときは、全額賠償すること。

3 使用料

正会員は、センターが年間に掛かる器材の維持管理経費の一部負担として、使用する当日に、次の使用料を支払うものとする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 1日1台4時間以上使用する場合 | 500円 |
| (2) 1日1台4時間未満使用する場合 | 300円 |

但し、使用する1日とは、公益社団法人秦野市シルバー人材センター会員就業規約第5条に定める8時間を超えない時間とする。

4 使用予定表

正会員は、使用に当たって、事前にセンターへ使用予定表（様式1）を提出する。

5 使用カード

正会員は、使用する当日、センターから使用カード（様式2）を受け取り、終了後、使用状況を記載しセンターに提出する。

6 委 任

この内規に定めない事項及び、この内規に関して、必要な事項は理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則（平成20年12月19日議案第14号）

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日議案第15号）

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年7月10日から施行する。